

## 令和7年度第1回目黒区入札監視等委員会（延べ43回）議事概要

日 時 令和7年7月29日（火）18時00分から20時45分まで

場 所 目黒区総合庁舎4階特別会議室

出席者 岡田委員、伊東委員、播磨委員（委員3名、出席委員3名）

### 【議 題】

- 1 入札・契約状況について
- 2 指名停止措置等の状況について
- 3 公契約条例の適用状況等について

### 【資 料】

- 資 料 1 入札・契約状況について（令和6年4月～9月 契約課執行分）
- 資 料 1-1 競争入札における工種別落札率の状況
- 資 料 1-2 競争入札の実績  
(令和6年度 競争入札による契約一覧 工事)  
(令和6年度 競争入札による契約一覧 設計)  
(令和6年度 競争入札による契約一覧 物品)
- 資 料 2 指名停止業者一覧（令和6年12月19日現在）  
目黒区競争入札参加者指名停止措置基準
- 資 料 3 令和6年度 公契約条例の適用状況等について
- 資 料 3-1 令和7年度 都内他自治体における労働報酬下限額（業務委託・指定管理協定）の設定状況

※非公開議題については、議題及び資料の記載を省略しています。

## 議 事 概 要（議題についての意見）

### 1 入札・契約状況について

事務局：議題1「入札・契約状況について」事務局から説明

委 員：資料1-1のグラフによると、令和6年度の落札率が令和5年度に比べ低い状況になっているが、要因の分析はしているか。

事務局：一般的には物価や人件費の高騰が続いている中で落札率が上昇傾向にあるとは思うが、工事における積算に最新の単価を用いる等、適正に積算をされたものが適正な価格で落札されてきていると感じている。コロナ明けで少し落ち着いてきたところもあると考えている。

委 員：資料1の1-（4）の工事の随意契約状況を見ると、年度ごとに高額な随意契約が増えていくが、これはどのような要因なのか。

事務局：人件費や資材費等の高騰により、例年と同じような工事であってもその金額が高くなっている傾向にあり、高額な随意契約の増加にも影響していると考えている。

委 員：競争入札等で落札者がおらず、最終的には随意契約に流れざるをえない背景もあるか。

事務局：特に工事においては、人がいないと高いお金を払って人を集めなければいけないということになると、全体的には工事の金額が上がる傾向にあるため、随意契約になった場合には金額が高騰することもある。

委 員：随意契約の件数が増えており、2,000万円以上の部分では顕著に増えている。競争入札の前提となる予定価格について見積もりを取りなおすなど見直して、再度競争入札にかける検討はしていないのか。

事務局：見積もりベースで入札を行うことになると、まずその見積もりの根拠が適正かどうかという検証を行わなければならないため、区では東京都の示す単価に基づき、工事所管で積算している。

委 員：積算の根拠が客観的なものだということはよくわかるが、それが実態に追いついていないのではないか。その積算に対して一定の倍率を掛けてもう少し上限を上げる等、なるべく随意契約とならないような入札を行う工夫ができないか。

事務局：これだけ不調が続くと、やり方を見直していく必要があると考えている。随意契約というのはあくまでも例外的な扱いになるため、なるべく入札で適切に落札者が決まるような取組を検討していきたい。

委 員：随意契約がスタンダードになってしまふと、この制度自体の根幹が緩んでくることが危惧されるため、区でできる範囲から改善を試みていただきたい。

事務局：他自治体とも意見交換をしながら、何か取り組めることがないか検討していきたい。

### 2 指名停止措置等の状況について

事務局：議題2「指名停止措置等の状況について」事務局から説明

委 員：指名停止業者から入札があっても除外すると思うが、それ以外の反社会的な企業についてはブラックリストのようなものが存在するのか。

事務局：反社会的な企業については、警視庁等から情報を得て、指名停止業者と同様に除外しているため、入札に参加することはない。

委 員：今年、マンションのリフォーム業界で事実上の談合があつたと報じられていたが、そういうといった業者に対して区はどう対応していくか。

事務局：指名停止をする対象は入札に参加してくる事業者であり、例えば談合等であれば、公正取引委員会により独占禁止法違反で排除措置命令がされたということを確認して指名停止を行っている。それ以外でも報道等で基準に違反が見つかれば、指名停止の対象となる。消費生活の中での契約のトラブルということについては、区の消費生活センターが対応することになるが、必要に応じ情報連携しながら対応できる部分については検討していきたい。

### 3 公契約条例の適用状況等について

事務局：議題3「公契約条例の適用状況等について」事務局から説明

委 員：公契約条例が適用された契約において、その労働報酬の実態についてはどのように把握しているか。

事務局：公契約条例適用の案件については、労働台帳の提出を義務づけており、下請け等も含めた従業員に対して、支払っている賃金が労働報酬下限額を上回っているのかを確認している。もし労働報酬下限額を下回っているような状況があれば、その差額を支払うように指導し改善を促している。

委 員：目黒区の労働報酬下限額は1,298円と近隣区に比べて低い数字になっているが、この金額はどのような考え方で設定されているのか。

事務局：目黒区では、会計年度任用職員の労働報酬単価をベースとし、最低賃金の上昇率や東京都最低賃金の状況、他区の状況等を総合的に勘案しながら、公契約審議会の中において、労働者、事業者側それぞれのご意見を伺いながら、検討している。

委 員：他区との比較やあるべき状況を考えると、下限額を下回っていないかの点検だけではなく、先を見据えた実態把握をしてもいいのではないか。また、サービスの質を確保するために適正な金額を定めることが必要なのではないか。

事務局：サービスの質の維持は、人材を集める中では重要であり、そこには金額が影響してくると考えられるため、公契約条例の本来の目的も含め、適正な労働報酬下限額の設定や実態調査について検討していきたい。

委 員：労働報酬下限額が近隣区と100円200円差がついてしまうと、場合によってはそれが不調、随契の要因の1つになっているかもしれない。世田谷区や渋谷区の仕事を重点的に受けようとされてしまうと目黒区としては困るため、公契約審議会においても、他区から離されないように、人材確保ができるような議論をしていく必要があるのでないか。

事務局：工事だけではなく委託関係も人は足りない状況になっており、少しでも単価の良いところに行こうというのは当然である。人材の確保と質の担保というところも含め、来年度の労働報酬下限額設定に当たっては、重要な事項として公契約審議会の中でも検

討していきたい。